

ID: 431

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	占用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市普通河川管理条例 第23条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第194号		
【根拠条文】 (占用料等) 第23条 市長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から、別表により算定して得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収することができる。ただし、第8条第2号の許可の期間が1月以上の場合にあっては、別表により算定して得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の土地占用料を徴収することができる。 2 市長は、国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする場合又は特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。 3 市長は、やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。 4 占用料等の期間を算定する場合には、当該許可の期間が年度途中で開始するときにあつては、その開始の日の属する月から起算し、年度途中で終了するときにあつては、その終了の日の属する月まで参入し、月割で算定するものとする。 5 土石その他の産出物採取料は、許可に係る行為に着手する日以前に納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日